



愛川町による保存と公開

明治初期における町域豪農層の住居を後世に伝えるため、愛川町が、建物や庭園等を修復し、平成元年から一般公開しています。

見学の他、研修等の文化活動に利用できます。詳細は、利用案内を御覧ください。

国登録有形文化財

平成21年1月8日に山十邸の主屋と門は国の登録有形文化財(建造物)となりました。

※文化庁では、緩やかな規制を通じて文化財の保存を図りながら活用していく「文化財登録制度」を平成8年に誕生させました。建造物部門に関しては、建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものが対象となっています。



交通のご案内

- 圏央相模原愛川 I.C から国道 129 号を経て内陸工業団地方面 (約 20 分)。
- 圏央厚木 I.C から国道 129 号を経て、県道 65 号 (約 20 分)。
- 東名厚木 I.C から国道 129 号を経て、県道 65 号 (約 40 分)。
- 中央相模湖 I.C から国道 20 号、412 号、県道 54 号を経て、県道 65 号 (約 40 分)。

- 本厚木駅北口 1 番「愛川バスセンター」行、または厚木バスセンター 10 番「上三増」行で、乗車約 35 分。「局前」下車徒歩 5 分。
- 海老名駅西口 2 番「桜台経由愛川バスセンター」行で、乗車約 45 分。「局前」下車徒歩 5 分。
- 橋本駅南口 1 番または淵野辺駅南口 1 番「田名バスターミナル」行、もしくは相模原駅南口 5 番「水郷田名」行で、「田名バスターミナル」乗り換え、田名バスターミナル 2 番「半原」行で、「箕輪辻」下車後、「愛川町役場」から「①中荻原経由または②三田経由厚木バスセンター」行、もしくは「③桜台経由海老名駅西口」行で、「局前」下車徒歩 5 分 (乗車合計約 50 分)。
※②・③は、「愛川バスセンター」からも乗車できます。
※別途、乗り換えるの時間がかかります。

愛川町古民家山十邸

〒243-0303
神奈川県愛甲郡愛川町中津 485 番地の 1
電話 046-285-0015

愛川町教育委員会

〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1
電話 046-285-2111 (代)



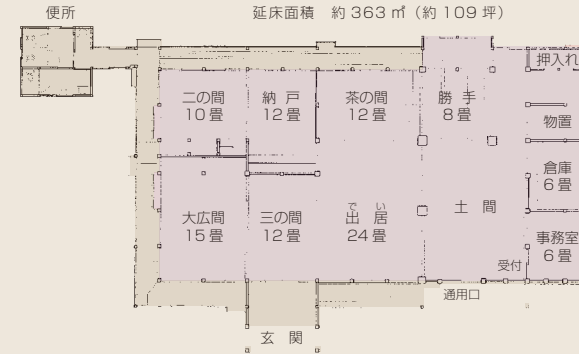
国登録有形文化財

古民家山十邸



おもや 主屋の構造

瓦葺き、入母屋造で、草屋根の多かった明治初期、この地域では珍しいものでした。屋内には座敷飾りを備える広間をもちます。大黒柱は、ケヤキの約 50 センチメートル角で、上り段は幅 62 センチメートル、長さ 7.13 メートルもあるケヤキの一枚板です。

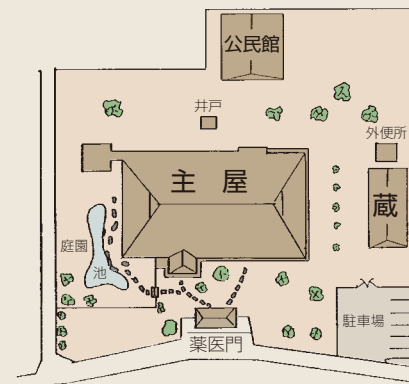


季節ごとの展示 菊花展とつるし雛

玄関正面の衝立 夏の池 (熊坂東以作)

敷地と庭園

薬医門を中心にして、黒板塀をめぐる広い敷地内には、主屋、土蔵、井戸等があり、また、玄関左手には内塀で仕切られた枯山水の庭園が設けられています。



こみんか やまじゅうてい 古民家山十邸

山十邸は、明治 16 年 (1883)、中津地区の豪農熊坂半兵衛 (1839~97) の邸宅としてつくられました。

「山十」(やまじゅう) は、この熊坂家の屋号です。

半原の宮大工棟梁として知られる矢内家の三兄弟、右仲・左仲・左文治によって建てられたといわれています。

戦前の思想家大川周明が、昭和 19 年 (1944) に熊坂家からこの山十邸を購入し、移り住みました。以降昭和 32 年 (1957) に死去するまで、周明の住居として使用されていました。



やくいもん 薬医門

明治中期頃の建築とされます。木造、石造基礎で、屋根は瓦葺きの切妻です。間口は 2.8m。架構は組物、絵様線形をもつ肘木、蟻股などによるもので、農家の門としては、稀に見る豪壮なものです。



庭園内の梅林



土蔵内に展示されている道具類

利用案内

開園時間 午前 9 時から午後 5 時

休園日

- (1) 毎週火曜日 (祝日を除く)
- (2) 祝日の翌日 祝日の翌日が土曜日、日曜日の場合は月曜日。火曜日が祝日の場合は水・木曜日。
- (3) 年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)
- (4) その他、園内整備等の臨時休園

利用の申し込み方法

- (1) 観覧は無料です。直接古民家山十邸までお越しください。
- (2) 専用使用の場合は、事前に連絡の上、教育委員会です定の申し込み手続きをお願いします。
※手続きには申込者の印鑑が必要です。

使用料

区分	使用単位	使用料
専用使用	4 時間	1 団体につき 1,500 円

※使用時間には準備及び後片付けの時間を含みます。

- 備考
- (1) 専用使用とは、5 人以上の団体で施設を専用して使用することをいいます。
 - (2) 時間を超過して使用した場合は、使用料に超過時間 1 時間につき 400 円を加算した額を納めていただきます。
 - (3) 使用料は、納期限までに納めてください。

使用料の減免

使用団体の区分により、使用料の減額または、免除が受けられます。